

## 令和元年度 日本学生支援機構 奨学金(給付・貸与)の申込みについて

標記の件につきまして、令和 2 年 4 月に大学・短期大学・専修学校専門課程に進学予定の生徒対象に日本学生支援機構の給付型・貸与型奨学金(大学等予約奨学金)の申請受付を開始いたします。つきましては下記の基準、日程等で推薦者を決定いたしますので、希望者は事務局会計課まで申請書類を受け取りに来てください。

なお、日本学生支援機構奨学金の高校在学中の申し込みは今回のみとなり、例年行っている 2 回目の募集はありません。

申込締切り以降の受付は出来ませんので締め切り後に奨学金を希望する場合は進学先で申し込みをして下さい。

## ◎申込書の配布及び提出先

配布、提出先: 高校事務室 会計課窓口

※申請書の配布期限 6 月 25 日(火)まで

※申請書の提出期限 6 月 28 日(金) 16:00 まで

## I. 奨学金の種類

## 1. 給付奨学金(原則返還不要)

※昨年までの学校毎による推薦枠はありません、学力・家計(収入・資産)の基準を満たす人を採用します。

## (1)対象となる学校種

大学、短期大学、高等専門学校(4~5 年生)、専修学校専門課程

※対象となる学校は 9 月中旬以降に文科省より公表される予定です

## (2)対象者の要件

下記の採用基準を満たす人

所得要件	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯で下記の区分に該当すること 【第Ⅰ区分】 住民税非課税世帯 (年収の目安) 約 270 万円以下 【第Ⅱ区分】 住民税非課税世帯に準ずる世帯 (年収の目安) 約 300 万円以下 【第Ⅲ区分】 住民税非課税世帯に準ずる世帯 (年収の目安) 約 380 万円以下 ※各区分の具体的な基準等については、法令で規定される予定です。 ※学生の生計を維持する者(生計維持者)及び本人の所得を合計します
資産要件	本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること (生計維持者が 1 人の場合: 1,250 万円、2 人の場合: 2,000 万円)
学業に係る要件	① 申込時までの評定平均値が 3.5 以上であること ② ①に該当しない場合は、レポートの提出や学校における面談※により、学修意欲等が認められること ※高校等における通常の進路指導におけるレポートや面談記録等があれば足りるものとし、その旨を国が策定する手引きに明記する予定(参考として、レポート様式なども提示予定)
その他の要件等	① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 又は永住の意思が認められる定住者であること ② 高校等在学中又は高校等卒業後 2 年以内であること

日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で対象となるおおよその確認が出来ます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

裏面につづく

## 2. 貸与奨学金（返還が必要）

### (1) 第一種奨学金（利息無し）

採用基準

下記の学力基準と家計基準を満たすこと

学力基準	1,2年次の全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上
家計基準	生計維持者の年収・所得金額等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準以下であること

※下記の①～③のいずれかの条件に該当し、学修意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を修める見込みがあると判断された場合、採用基準を満たすものとして扱います。

①生計維持者の2019年度の住民税(市区町村民税所得割)非課税(0円)である

②生計維持者が生活保護受給している

③社会的養護を必要とする人(児童養護施設退所者等)

※学校ごとの人数制限はありません。基準を満たしている人全員を採用候補者とします。

### (2) 第二種奨学金（利息有り）

採用基準

学力基準	高校における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上
家計基準	家計支持者の年収が第二種奨学金の収入基準額以下であること 下記の収入目安参照

#### 【家計基準(収入基準)】

区分	給与所得者の世帯			給与所得者以外の世帯		
	第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
3人世帯	657万円以下	1009万円以下	599万円以下	286万円以下	601万円以下	245万円以下
4人世帯	747万円以下	1100万円以下	686万円以下	349万円以下	692万円以下	306万円以下
5人世帯	922万円以下	1300万円以下	884万円以下	514万円以下	892万円以下	476万円以下

※表中の数字は目安であり、上回っていても特別控除等により基準を満たす可能性があります。

#### ※マイナンバーの提出について

奨学金の申込時に原則としてマイナンバーの提出が必要となっております。

マイナンバーに関してご不明な点がございましたら、専用のコールセンター【0570-001-237】(ナビダイヤル)までご連絡をお願いします。

## II. 採用候補者決定時期

12月下旬頃を予定しております。

なお、日本学生支援機構の決定を受けてから、採用・不採用に関わらず申込者全員に送付いたしますので、会計課から連絡があるまで学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

※奨学金希望者(生徒・保護者)等からの奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する電話相談窓口として、「奨学金相談センター」をご利用下さい。

日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話(ナビダイヤル): 0570-666-301 (平日 9時~20時)